

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(二二二・税務課).....	1
○平成二十年度調理師試験の実施(二二三・健康推進課).....	1
○保安林の指定(二二四・森林整備課).....	2
○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(二二五・流通貿易課).....	2
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(二二六・流通貿易課).....	3
○道路区域の変更(二二七・道路課).....	4
○建築基準法による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可(二二八・建築住宅課).....	4
○河川区域の変更による廃川敷地等(二二九・仙北地域振興局建設部).....	4
公告	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部).....	5
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	5
○土地改良事業計画の変更に係る協議に対する適否決定及び縦覧(雄勝地域振興局農林部).....	5
○土地改良事業工事の完了の届出(雄勝地域振興局農林部).....	5
○県営土地改良事業工事の完了(雄勝地域振興局農林部).....	5
人事委員会規則	
○人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則.....	5
○人事委員会規則七―八(宿日直手当)の一部を改正する規則.....	5
労働委員会告示	
○秋田県労働委員会のあるせん員候補者の氏名、履歴等(一).....	5

告 示

○秋田県産業経済労働部の企業職員が結成し、又は加入する秋田県公営企業職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲(二)..... 6

秋田県告示第二百二十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 氏名又は名称 男鹿オイルサービス株式会社
代表取締役 八柳 季喜
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 男鹿市船川港金川字留山十四の七
- 三 指定取消年月日 平成二十年三月三十一日

秋田県告示第二百二十三号

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、次のとおり平成二十年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第三十四号)第二条第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所
(一) 日時 平成二十年八月二十六日(火)午後一時三十分から午後三時三十分まで
(二) 場所
(1) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県正庁
(2) 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 大会議室
(3) 秋田市山王四丁目一番三号 秋田県市町村会館 大会議室
二 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
三 受験資格

四 平成二十年度調理師試験実施要領において定める。
受験申込みに必要な書類
(一) 受験願書 二通
(二) 添付書類

(1) 調理業務従事証明書 二通
(2) 卒業(修了)証明書又は卒業証書の写し 二通
卒業(修了)証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を二通添付すること。

(3) 写真
受験願書提出前六月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもの一枚
(4) 封筒 二通(受験票及び試験結果を封書で送付するため)

封筒は、他の受験書類と共に配付する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。
五 受験願書用紙の交付
(一) 期間 土曜日、日曜日を除き、平成二十年六月十六日(月)から同年七月四日(金)までの午前九時から午後五時まで
(二) 場所 秋田県内の各地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所

六 受験願書の受付
(一) 期間及び時間 土曜日、日曜日を除き、平成二十年六月二十五日(水)から同年七月四日(金)までの午前九時から午後五時まで
(二) 場所 住所を所管する地域振興局福祉環境部(保健所)。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者については、秋田県内の地域振興局福祉環境部(保健所、秋田市保健所を除く)とする。なお、郵送による提出は認めない。

七 受験手数料
(一) 額 六千円
(二) 納付方法 受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表
平成二十年九月十日(水)午前十時に秋田県庁前公告板、各

地域振興局福祉環境部（保健所）及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、県ホームページ「美の国あきたネット」<http://www.pref.akita.lg.jp>「健康・福祉」にも合格者受験番号を掲載する。

九 開示請求の受付

- (一) 開示内容
科目別得点及び総合得点
(二) 期日及び時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成二十年九月十日（水）から同年十月九日（木）までの午前九時から午後五時まで。ただし、平成二十年九月十日は午前十時から午後五時まで。

(三) 場所

秋田県健康福祉部健康推進課
試験についての問い合わせ先
秋田県健康福祉部健康推進課（電話〇一八―八六〇―一四二九）又は最寄りの地域振興局福祉環境部（保健所）、秋田市保健所まで。

健所まで。

秋田県告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項及び第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
平成二十年五月九日

秋田県知事 寺田典城

番号		一		二		
森林の所在場所	郡市	山本郡	横手市			
	町村	三種町				
	(大字)	下岩川	増田町亀田			
	字	谷地ノ沢	上倉狩沢 中倉狩沢 下倉狩沢 男亀森 女亀森 大鳥山			
	地番	五三	一五 一 二六 二一の一 二二 二四 二五 一の二 一〇			
全面積	台帳実測又は見込 (平方メートル)	九七、七三一	四、九五八 九九一 八、一八一 九〇二 一、六五二 二四、六六四 二六、四四六 二、三八〇 三、五九六 二九、三六一 三、九六六			
	実測又は見込 (ヘクタール)	〇・〇六八七 九・七七三一	一九・九四九九 〇・四六三八 一二・一四五七 七・一三五〇 二七・二〇一六 一〇・九五五三 三・二二二七 〇・〇六三七 〇・四四六五 二二・一四七六 一三・三八五六			
		保安林指定実測又は見込面積 (ヘクタール)	〇・〇六八七 九・七七三一	一八・九六九九 〇・四六三八 一二・一四五七 七・一三五〇 二六・三六一六 一〇・九五五三 三・二二二七 〇・〇六三七 〇・四四六五 二二・一四七六 一三・三八五六		
		指定の目的	土砂の流出の防備	公衆の保健		
指定施業要件	立木の伐採の方法	伐採種別	(附属明細書のとおり)			
		標準伐期齢				
		間伐その他特別の場合の伐採に係るもの				
		立木の伐採の限度	(附属明細書のとおり)			

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所及び三種町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成二十年五月九日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作

(二) 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ本荘

(三) 由利本荘市石脇字田中七番地一外
変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

株式会社スーパーマーケットマルイチ	開店時刻 午前九時	閉店時刻 午後十時
青山商事株式会社	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後十時
株式会社ツルハ	開店時刻 午前九時	閉店時刻 午後九時
株式会社大創産業	開店時刻 午前九時	閉店時刻 午後九時
株式会社ユニクロ	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後九時
株式会社西松屋チェーン	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後八時
大和リース株式会社	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後八時
変更後		

イ

株式会社ゲオ	開店時刻 午前十時	閉店時刻 翌日午前一時
青山商事株式会社	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後十時
株式会社ツルハ	開店時刻 午前九時	閉店時刻 午後九時
株式会社大創産業	開店時刻 午前九時	閉店時刻 午後九時
株式会社ユニクロ	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後九時
株式会社西松屋チェーン	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後八時
大和リース株式会社	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後八時
変更後		

(2) ア 変更前

来客が駐車場を利用することができる時間帯	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後八時
大和リース株式会社	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後八時
株式会社西松屋チェーン	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後九時
株式会社大創産業	開店時刻 午前九時	閉店時刻 午後九時
株式会社ユニクロ	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後九時
株式会社西松屋チェーン	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後八時
大和リース株式会社	開店時刻 午前十時	閉店時刻 午後八時
変更後		

- 午前八時三十分から翌日午前零時三十分まで
変更後
イ
午前八時三十分から翌日午前一時三十分まで
変更する年月日
平成二十年四月二十六日
変更する理由
(五)
小売業を行う者の入れ替えのため
届出年月日
平成二十年四月二十五日
関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
(二) 縦覧期間
平成二十年五月九日から同年九月九日まで
意見書の提出先
秋田市山王三丁目一番一号 秋田県産業経済労働部流通貿易課
五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(二) 意見を述べる理由
秋田県告示第二百二十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十年五月九日
秋田県知事 寺田典城

県道			道路の種類	
新	旧		旧新別	
払戸箱井線	払戸箱井線		路線名	
男鹿市角間崎字檜沢一番一地从先から字十文字一六番六地先まで	B	A	区間	
	男鹿市角間崎字檜沢一番一地从先から字十文字一六番六地先まで	男鹿市角間崎字檜沢一三六番一地从先から字十文字一番六地先まで		
一五・〇〇〇五〇・〇〇	一五・〇〇〇五〇・〇〇	六・〇〇〇一五・〇〇	敷地の幅員（メートル）	
一・六〇七	一・六〇七	一・七〇一	延長（キロメートル）	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成二十年五月九日から同月二十二日まで
- 秋田県告示第二百二十八号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十
二第一項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の業務区域
の増加を認可したので、同条第四項の規定により告示する。
平成二十年五月九日
秋田県知事 寺田典城

名称	住所	増加する業務区域	増加の認可後の業務区域	認可年月日
財団法人秋田市総合振興公社	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝一番地一	男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村の全域	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村の全域	平成二十年五月一日

秋田県告示第二百二十九号
河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十年五月九日
秋田県知事 寺田典城

一 河川の名称 一級河川 窪堰川
二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年三月七日
三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位置	種類	面積
大仙市太田町太田字太田二百三	土地	六八・八一平方メートル
大仙市太田町太田字太田二百三	土地	三九・二七平方メートル
大仙市太田町太田字太田二百三	土地	四三・四七平方メートル
大仙市太田町太田字太田二百三	土地	一・六〇七

大仙市太田町太田字太田二百三十九番地	土地	方一三・八九平方メートル
大仙市太田町太田字太田二百四十番地	土地	六二・四七平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉五百三十六番地	土地	八六・八〇平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉五百三十七番地	土地	一〇・四一平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉五百三十八番地	土地	二四・五九平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉五百三十九番地	土地	一・二六・四七平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉五百四十番地	土地	七三・六〇平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、かづの土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月九日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 退任理事の住所及び氏名
鹿角市花輪字高屋六十六番地
村 木 孝 行
- 二 就任理事の住所及び氏名
鹿角市花輪字高屋四十八番地
橋 場 義 則

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、東成瀬村からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の第三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月九日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業（成瀬東部地区中山間地域総合整備事業）変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成二十年五月九日から同年六月五日まで
- 三 縦覧場所 東成瀬村役場

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第二第一項の規定により湯沢市から土地改良事業（高松地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成二十年三月十九日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業（大台第一地区ため池等整備事業）につき、その工事を平成十九年十二月二十八日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

人事委員会規則

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月九日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則

規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号の表中

6歳	三歳 74,800円	を	7
----	------------	---	---

四歳 66,500円

6

に改める。

三歳 78,800円	四歳 66,500円
------------	------------

別表第二第七号の表中

三歳 59,300円	四歳 52,700円
------------	------------

を

7	6
---	---

に改める。

三歳 67,200円	四歳 52,700円
------------	------------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七―三（管理職手当）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―八（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月九日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七―八（宿日直手当）の一部を改正する規則

規則七―八（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号」を削り、「当該各号」を「次」に改め、同項第二号中「（規則七―三（管理職手当）の規定による管理職手当の区分が一種又は二種の職にある者の行うものにあつては、一万二千円）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七―八（宿日直手当）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

労働委員会告示

秋田県労働委員会告示第一号

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第
 四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一
 号）第六十八条第一項の規定により、秋田県労働委員会のある
 人候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成二十年五月九日

秋田県労働委員会会長 阿 部 讓 二

氏 名	職	業	関	歴	委 嘱 年 月 日
阿 部 讓 二	公益委員（会長）弁護士		秋田弁護士会会長		昭和六十三年一月二十六日
古 田 重 明	公益委員（会長代理）ノースアジア大学教授		秋田経済法科大学法学部長		昭和五十九年十二月十二日
小 西 尚 志	公益委員 秋田大学名誉教授		秋田大学教育文化学部教授		平成六年十二月一日
湊 貴美男	公益委員 弁護士		秋田弁護士会会長		平成十二年十二月一日
古 谷 薫	公益委員 弁護士		秋田弁護士会副会長		平成十二年十二月一日
工 藤 雅 志	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長		自治労秋田県本部中央執行委員長		平成十八年十二月一日
阿 部 康 夫	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長		全日通労働組合秋田支部書記長		平成十年十二月一日
米 塚 一 成	労働者委員 ジエイ・エイ・エム北東北顧問		ジエイ・エイ・エム秋田執行委員長		平成十六年十二月一日
清 水 尚 子	労働者委員 ボートピア河辺労働組合執行委員長		日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長		平成十五年十二月一日
宇 佐 美 豊	労働者委員 秋田県東北電力総連会長		東北電力労働組合秋田県本部委員長		平成十八年十二月一日
高 橋 庄四郎	使用者委員 (株)秋田県経営者協会専務理事		(助)秋田経済研究所専務理事		平成十四年十二月一日
伊 藤 博	使用者委員 秋田中央交通(株)専務取締役		秋田中央交通(株)常務取締役		平成十三年九月二十五日
三 浦 潔	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)取締役社長		秋田三菱自動車販売(株)専務取締役		平成十四年十二月一日
吉 田 和 枝	使用者委員 吉田興業(株)代表取締役社長		吉田興業(株)取締役		平成十六年十二月一日
三 浦 義 秀	秋田県労働委員会事務局局長		秋田県出納局参事兼会計管財課長		平成二十年四月二十二日
伊 藤 雅 夫	秋田県労働委員会事務局審査調整課長		秋田県教育庁総務課総合調整主幹		平成二十年四月二十二日

秋田県労働委員会告示第二号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二

十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法

第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成二十年四月二十二日認定したので、次のとおり告示する。

平成十八年秋田県労働委員会告示第一号は、廃止する。

平成二十年五月九日

秋田県労働委員会会長 阿 部 譲 二

秋田県産業経済労働部の企業職員が結成し、又は加入する秋田県公営企業職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本 庁	部長 次長 参事 課長 技術管理監 総合調整主幹 人事、給与、服務、 条例・規程又は予算の事務を担当する 上席主幹、主幹、副主幹及び主査
発電事務所 発電・工業用水道事務所	所長 総務・管理班長

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-8766
E-mail matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄